



令和元年 6月10日 (月)
(2019年)

No. 14946 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(脂質含有組成物およびその使用方法 - 「サポート要件を実質的に検討判断しておらず、その判断枠組み自体に問題がある。」とされた事例) [上] (全2回)

—平成30年(行ケ)第10117号、平成31年4月12日判決言渡—

事案の概要

本件は、発明の名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする特許出願の拒絶査定に対する審判請求(不服2016-5871号)について、明確性要件違反、及びサポート要件違反を理由に請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、①手続違反の有無、②明確性要件違反の有無、及び③サポート要件違反の有無である。

判示事項

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



1 取消事由1(手続違反)について

1.1 追加した請求項について、新たに拒絶理由通知をせず、また本件審決において判断しなかったこと

原告は、拒絶査定不服審判事件において、本件拒絶理由通知を受けたことから、新たに請求項19ないし47を追加する本件補正をしたところ、審判合議体が、本件補正で追加した請求項について、新たに拒絶理由通知をせず、また本件審決において判断しなかったことが、特許法47条に実質的に違反する旨主張する。

しかし、特許法は、一つの特許出願に対し、一つの行政処分としての特許査定又は特許審決がされ、これに基づいて一つの特許が付与され、一つの特許権が発生するという基本構造を前提としており、請求項ごとに個別に特許が付与されるものではない。

審判合議体が、本件補正で追加した請求項について、新たに拒絶理由通知をせず、また本件審決について判断しなかったことをもって、審判手続に違法があるということとはできない。

1.2 審理不尽について

原告は、審判合議体が本件拒絶査定における理由の一部についてしか判断していないこと、審判官が専門とする技術分野が本願発明の技術分野とは異なること(要約者註:審査は第三部医療、審判は第16部門(熱機器)が担当した。)などから、本件は実質的に審理されたものということとはできず、審理不尽の違法があると主張する。

しかし、審判合議体は、拒絶査定不服審判において、拒絶査定に挙げられた全ての理由について判断することが求められているものではない。また、本件審決をした審判官につき除斥又は忌避事由があったことを窺わせる証拠はない。

1.3 まとめ

よって、取消事由1は、理由がない。

2 取消事由2(明確性要件の判断の誤り)について

2.1 規範

特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

2.2 本願発明(請求項1に係る発明)の発明特定事項の分説

- A 対象の一つ以上の要素の、前記対象への投与のための脂質含有配合物を選択するための指標としての使用であって、
- B 前記対象の一つ以上の要素は、以下:前記対象の年齢、前記対象の性別、前記対象の食餌、前記対象の体重、前記対象の身体活動レベル、前記対象の脂質忍容性レベル、前記対象の医学的状態、前記対象の家族の病歴、および前記対象の生活圏の周囲の温度範囲から選択され、
- C ここで前記配合物が、1又は複数の、相互に補完する一日用量の $\omega-6$ 脂肪酸および $\omega-3$ 脂肪酸を含む脂肪酸を含み、
- D ここで $\omega-6$ 脂肪酸対 $\omega-3$ 脂肪酸の比、およびそれらの量が、前記一つ以上の要素に基づいており;
- E ここで $\omega-6$ 対 $\omega-3$ の比が、4:1以上、ここで $\omega-6$ の前記用量が40グラム以下であり;
- F または前記対象の食餌および/または配合物における抗酸化物質、植物化学物質、およびシーフードの量に基づいて1:1~50:1;
- G またはここで $\omega-6$ の増加が緩やかおよび/または $\omega-3$ の中止が緩やかであり、かつ $\omega-6$ の用量が、40グラム以下であり;
- H またはここで前記脂肪酸の含有量は、下記表6: